

北海道科学大学学生医療互助会施行細則

第1条 互助会において必要とする次の用紙は、互助会所定のものとする。

- (1) 医療給付金申請書
- (2) その他

第2条 互助会には、次の書類及び帳簿を備えておかなければならない。

- (1) 会則及び細則
- (2) 会議録
- (3) 役員名簿
- (4) 医療給付金申請書
- (5) 元帳及び金銭出納簿
- (6) 医療給付記録簿
- (7) 備品台帳
- (8) 予算書及び決算書
- (9) その他

第3条 給付金を不正に受けたときは、返還しなければならない。

第4条 公示は、文書によって行う。

第5条 指定医は、別に定める。

第6条 医療給付金は、本人名義の普通預金口座へ振込むものとする。

- 2 本会が本人名義の普通預金口座に振込む場合は、その手数料相当額を給付額から差し引くものとする。

第7条 医療給付金申請書の記載内容が、不明で査定困難なものに対して給付は行わない。

第8条 受診月毎に定められた申請期限までに医療給付金申請書の提出がないときは、給付金の請求権利を放棄したのものとして扱う。申請期限は別に定める。

- 2 交通事故等により裁判で係争中のものについては、結審するまで給付を保留する。

第9条 医療給付金申請書は、その月分をまとめて、申請期限までに提出しなければならない。

第10条 会員は他の医療保険と併用できる場合、必ずこれを併用することを義務とする。

第11条 互助会が給付する医療給付額の10円未満は切捨てとする。

第12条 弔慰金及び後遺障害見舞金の申請は、事実を証明する書類を添付するものとする。

第13条 負傷又は疾病等により入院した場合には、次の基準により見舞金を給付する。

(1) 60日以上90日未満 30,000円

(2) 90日以上 50,000円

第14条 医療給付金の通院月額限度額は5,000円、入院月額限度額は35,400円とする。

第15条 この細則の改廃は、学生医療互助会運営委員会の議を経なければならない。

附 則

- 1 この細則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 1 この細則の改正は、昭和54年4月1日から施行する。
- 1 この細則の改正は、昭和55年4月1日から施行する。
- 1 この細則の改正は、昭和56年4月1日から施行する。
- 1 この細則の改正は、昭和57年4月1日から施行する。
- 1 この細則の改正は、昭和62年4月1日から施行する。
- 1 この細則の改正は、昭和63年4月1日から施行する。
- 1 この細則の改正は、平成13年4月1日から施行する。
- 1 この細則の改正は、平成14年4月1日から施行する。
- 1 この細則の改正は、平成19年4月1日から施行する。
- 1 この細則の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 1 この細則の改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 1 この細則の改正は、2019年4月1日から施行する。
- 1 この細則の改正は、2020年4月1日から施行する。
- 1 この細則の改正は、2024年4月1日から施行する。